

## 学校教育法の改正に伴う関係政省令等の整備について(案)

**1. 趣旨**

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が成立し（5月31日公布）、平成31年4月1日より、専門職大学及び専門職短期大学が制度化されること等とされた。

これを受け、専門職大学及び専門職短期大学等の設置基準の整備や学位規則等の関係政省令の改正を行う必要がある。

**2. 整備を要する政省令等****(1) 専門職大学設置基準（省令）の制定**

- ・ 専門職大学の教育研究上の基本組織、収容定員、教育課程、卒業の要件等、教員組織、教員の資格、施設及び設備等に関する事項その他設置に関する事項を定める。

**(2) 専門職短期大学設置基準（省令）の制定**

- ・ 専門職短期大学の学科、収容定員、教育課程、卒業の要件等、教員組織、教員の資格、施設及び設備等に関する事項その他設置に関する事項を定める。

**(3) 学位規則（省令）の改正**

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学が授与する学位の種類（「学士（専門職）」、「短期大学士（専門職）」）等を定める。

**(4) 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（告示）の改正**

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学に係る学位の種類及び分野の変更等に関する基準を定める。

**(5) 学校教育法施行規則（省令）の改正**

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学の制度化に伴い、実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算に係る要件及び通算できる期間の上限、認証評価機関が存在しない場合等における評価の代替措置、情報の公表等について、所要の規定の整備を行う。

**(6) 学校教育法施行令（政令）等の改正**

※学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定

- ・ 専門職大学の前期課程及び後期課程に区分された課程について、設置及び修業年限の変更は文部科学大臣の認可に、その他の変更（課程区分の廃止）は文部科学大臣への届出に係らしめること等とする。

**(7) 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正**

- ・ 専門職大学、専門職短期大学に係る認証評価に関する規定及び専門職大学、専門職短期大学、専門職大学院が受ける分野別認証評価の内容、評価方法等について、所要の規定の整備を行う。

## ＜備考＞中央教育審議会への諮問事項

設置基準を制定及び改正する場合については、学校教育法第94条及び同法施行令第42条により、学位規則を改正する場合については、同法第104条第5項及び同法施行令第42条により、学位の種類及び分野の変更等に関する基準を改正する場合については、同法第94条及び同法施行令第23条の2第3項により、学校教育法第110第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令を改正する場合については、学校教育法第112条、第94条及び同法施行令第42条により、中央教育審議会に諮問することとされている。

(参考1) 学校教育法 (抄)

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四条

⑤ 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第百四条

⑤ 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第一百十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第一百十条第三項の細目を定めるとき。
- 三 (略)

(参考2) 学校教育法施行令 (抄)

(法第四条第二項第三号の政令で定める事項)

第二十三条の二

- 2 前項第一号の学位の種類及び分野の変更、同項第二号の学科の分野の変更並びに同項第三号の通信教育に係る学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が定める。
- 3 前項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、中央教育審議会に諮問しなければならない。

(法第九十四条の審議会等で政令で定めるもの)

第四十二条 法第九十四条(法第一百二十三条において準用する場合を含む。)の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。